

南九州市の新型コロナウイルス感染症対策における
公共施設の利用の基本方針

1 公共施設開館の方針

市民が必要とするサービスは、感染のリスクを考慮し、可能な範囲で提供する。
施設の利用に当たっては、密閉、密集、密接の3密の回避に最大限の配慮を要請しながら施設を開館する。

2 施設開館の基準

- (1) 定期的に換気を行うことが可能で、密閉空間にならない施設であること
- (2) 多数の利用者により密集場所とならない利用形態であること
- (3) 間近で会話や発声をする密接場面とならない利用形態であること
- (4) 利用に当たって、消毒や手洗いを励行し、3密の回避や症状に応じた利用者の選定、連絡先の確認などの同意が得られていること

3 利用の可否判断「3密の回避」

- ① 換気の悪い「密閉空間」とならないこと
- ② 多数が集まる「密集場所」とならないこと
- ③ 間近で会話が発生をする「密接場面」とならないこと

具体的事例

ア ①～③の基準を満たした上で利用可能

- ・集会機能を少人数で利用

イ 利用できない場合

- ・体育館等の利用において観客の入場が見込まれる大会等を行うとき
- ・集会施設を利用して飲食を伴う懇親会等を行うとき

※ 1の方針を念頭に、利用者間の距離が2m離れることができれば利用可能であるが、施設の規模や形態及び感染症の発生状況によって、利用の可否の判断を行う。

4 公共施設閉館の方針

市内の公共施設のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、次の場合は、一定の期間において、一部の公共施設の閉館を検討する。

閉館に当たっては、事前に市民及び利用者への周知に努めるものとする。

- (1) 本市又は隣接する自治体に感染者が発生し、本市において感染拡大が懸念されるとき
- (2) 公共施設を開館することにより、県外からの利用者が訪れるなど感染拡大が懸念されるとき

※ 必要に応じて令和2年5月26日に鹿児島県が発出した「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」を参考にし、個別に設定をするものとする。

5 11月29日以降の公共施設利用について

公共施設の利用にあたっては、令和2年5月26日に鹿児島県が発出した「新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組」を参考にすること。

【施設区分ごとの利用緩和の考え方】

施設区分	対応方針
文化会館， 地区公民館等	催物（イベント等）は，収容定員の50%以下のもの 会議室の面積に応じ，収容定員の50%以下の人数で，十分な間隔（でき るだけ2m）を確保可能な人数で利用する会合等
図書館，図書室	人と人の間隔を十分開ける（できるだけ2m）。四方を開けた座席配置等 の工夫をして開館
運動施設	屋内にあっては，収容定員の50%以下の参加人数にすること。屋内・屋 外とも人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
公園，宿泊施設等	・密集を避けるよう注意喚起を行ったうえで，利用可等
売店，食堂等	別紙資料を参考とした対策を行ったうえで，利用可 （レジ前の間隔確保，飛沫感染防止，マスク着用，入場制限等）
温泉施設等	更衣室，浴室への入館者を密の発生にならないよう，一定の人数以下に 抑制するなどの措置をとることにより，利用可能とする。

※いずれの施設も次の条件を満たす場合に利用可能とする。

①「三つの密」の発生が想定されないこと。

②大声での発声，歌唱や声援，又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。ただし，業種ごとの感染拡大予防ガイドライン^{*1}に沿った適切な感染防止対策を講じていると施設管理者が認める場合を除く。

③必要に応じて，適切な感染防止対策（入場者の制限，誘導，手指の消毒・飛沫防止パーテーション設備の設置，マスク着用，室内換気）が講じられること。

^{*1}<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>